

管理 No.	F061
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:保健福祉部 保護第二課
(医療介護係 /内線:2874)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	医療機関の指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	生活保護法 (昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)
	根拠規定条項	第 49 条、第 49 条の 2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	生活保護法 (昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)
	基準規定条項	第 49 条の 2 第 2 項、第 3 項
	審査基準	次の条件等へ該当しないかを審査。(詳細は第 49 条の 2 第 2 項、第 3 項参照) ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。 ・開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から概ね 2 週間以内	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 14 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	